

貸借対照表のイメージ

平成 年4月1日			
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
固定資産	固定性配列法	固定負債	
1 有形固定資産		固定資産見返物品受贈額	$D + E + G + I + J$
土地	A	長期リース債務	$F(1年以上)$
建物	B	長期寄附金債務	L
建物附属設備	C	固定資産合計	
構築物	D	流動負債	
工具器具備品	E	流動資産見返物品受贈額	M
工具器具備品(リース)	F	リース債務	$F(1年未満)$
図書	G	流動負債合計	
美術品・收藏品	H	負債合計	
車輛運搬具	I		
有形固定資産合計			
2 無形固定資産		資本の部	
ソフトウェア	J	資本金	
電話加入権	K	県出資金	$A + B + C$
無形固定資産合計		資本金合計	
固定資産合計		資本剰余金	
		資本剰余金	$H + K$
流動資産		資本剰余金合計	
現金及び預金	L	資本合計	
たな卸資産	M		
流動資産合計			
合計		合計	

県から譲渡された償却資産の取得価格を計上

県から譲渡された非償却資産の取得価格を計上

会計年度終了後、利益が生じ、財務諸表を設立団体の長(知事)が認可

平成 年3月31日			
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
1 有形固定資産		固定資産見返物品受贈額	$D + E + G + I + J - (D' + E' + I')$
土地	A	資産見返運営費交付金等	$S - S'$
建物	B	長期リース債務	$F(1年以上)$
減価償却累計額	B'	長期寄附金債務	L
建物附属設備	C	固定資産合計	
減価償却累計額	C'	流動負債	
構築物	D		
減価償却累計額	D'	(運営費交付金債務)	O
工具器具備品	$E + S$	(授業料債務)	P
減価償却累計額	$(E' + S')$	未払金	Q
工具器具備品(リース)	F	預り金	R
減価償却累計額	F'	流動負債合計	
図書	G	負債合計	
美術品・收藏品	H	資本の部	
車輛運搬具	I	資本金	
減価償却累計額	I'	県出資金	$A + B + C$
有形固定資産合計		資本金合計	
2 無形固定資産		資本剰余金	
ソフトウェア	J	資本剰余金	$H + K$
電話加入権	K	損益外減価償却累計額	$(B' + C')$
無形固定資産合計		資本剰余金合計	
固定資産合計		利益剰余金	
流動資産		積立金	T
現金及び預金	$L + Q + R + (T - N + N') + U$	積立金	U
たな卸資産	M	利益剰余金合計	
未収学生納付金収入	N	資本合計	
徴収不能引当金	N'		
流動資産合計			
合計		合計	

運営費交付金又は授業料で購入した資産の現在価値を計上

運営費交付金、授業料は受け入れ時に全額負債を立てる。この負債は、期間の進行に伴い収益化し、期末には原則残らない。

県が特定した資産の減価償却部分を計上

経営努力によるもの

経営努力によらないもの

損益計算書のイメージ

(平成 年4月1日～平成 年3月31日)

経常費用

業務費

- 教育経費
- 研究経費
- 教育研究支援経費
- 受託研究費
- 受託事業費
- 教育人件費
- 職員人件費

一般管理費

- 一般管理費
- 減価償却費

財務費用

- 支払利息

雑損

経常費用合計

経常収益

運営費交付金収益

授業料収益

入学金収益

検定料収益

受託研究等収益

受託事業等収益

寄附金収益

資産見返負債戻入

資産見返運営費交付金戻入

資産見返補助金等戻入

資産見返寄附金戻入

資産見返物品受贈額戻入

財務収益

受取利息

有価証券利息

雑益

財産貸付料収益

入場料収益

経常収益合計

経常利益

臨時損失

固定資産除却損

災害損失

臨時利益

固定資産売却益

当期純利益

目的積立金取崩額

当期総利益

原則、期間の経過を業務の進行とみなし収益化する。(期間進行基準)

入学金は入学手続完了時、検定料は入金時に収益化する。

原則、費用の発生額と同額を収益化する。(費用進行基準)

減価償却費と見合いの額を戻入し、損益を均衡させる。

利益の処分に関する書類(平成 年 月 日)

- 1 当期末処分利益
 当期総利益
 前期繰越欠損金
- 2 利益処分額
 積立金
 地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額
 × × 積立金

損失処理のみに充てる。

翌事業年度の財源として充当可能。

いわゆる経営努力認定のこと。

行政サービス実施コスト計算書のイメージ

(平成 年4月1日～平成 年3月31日)

1	業務費用 (1) 損益計算書上の費用 業務費 一般管理費 (2) <控除> 自己収入等 授業料収益 入学金収益 検定料収益 受託研究等収益 受託事業等収益 寄附金収益 資産見返寄附金戻入	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	国又は県から投入された収入に基づく収益は算入しない。 県が出資した建物等の減価償却費 役員、法人固有職員の他、県派遣職員分の退職手当増加見積額を算定 県出資財産の純額に決算日における10年もの国債利回りを乗じて算定 県に返還する金額
業務費用合計		_____	
2	損益外減価償却相当額		
3	引当外退職給付増加見積額		
4	機会費用 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 地方公共団体出資の機会費用 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	_____ _____ _____	
5	<控除> 設立団体納付額	_____ - _____	
6	行政サービス実施コスト	_____ _____	

キャッシュフロー計算書のイメージ

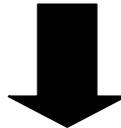
(平成 年4月1日～平成 年3月31日)

1	業務活動によるキャッシュフロー 原材料、商品又はサービスの購入による支出 - 人件費支出 - その他の業務支出 - 運営費交付金収入 授業料収入 入学金収入 検定料収入 補助金等収入 寄附金収入 _____ 業務活動によるキャッシュ・フロー	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
2	投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 - 有形固定資産の売却による収入 利息及び配当金の受取額 _____ 投資活動によるキャッシュ・フロー	_____ _____ _____ _____	
3	財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入による収入 短期借入金の返済による支出 - 利息の支払額 - _____ 財務活動によるキャッシュ・フロー	_____ _____ _____ _____	
4	資金に係る換算差額		
5	資金増加額(又は減少額)		
6	資金期首残高	_____	
7	資金期末残高	_____ _____	貸借対照表上の手元現金及び要求払預金と一致する。

運営費交付金の期間進行基準による収益化について

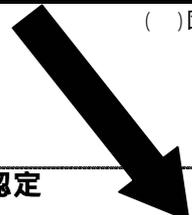
期間進行基準による収益化	一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金を負債から収益に認識していくこと。
--------------	--

根拠	地方独立行政法人会計基準 第78 1
	運営費交付金は、地方独立行政法人に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を 運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。
	地方独立行政法人会計基準 第78 2(4)
	公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、 一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。

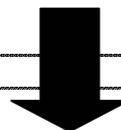
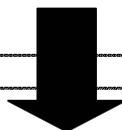


運営費交付金は、1年を経過した段階で全額()法人の収益となり、損益計算の対象となる。

() 固定資産の購入額を除く。



知事による経営努力認定	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 行うべき業務を効率的に行った。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 行うべき業務を行わなかった。 </div>



法人の利益処分	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 目的積立金 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 積立金 </div>